

することが新しい協議システムを構築する上での重点検討項目となった。

#### ❖市民を交えた研究会の開催と都市美対策審議会の諮問・答申

新しい協議システムを検討するうえで、まず、都市美対策審議会の下部組織として、横浜都市景観形成研究会を立ち上げた。この研究会は、都市デザイン、景観の専門家などを招き、各回ごとに定めたテーマについてプレゼンテーションをしていただき、その後、そのテーマについてディスカッションを行うという構成で、平成16年から平成17年にかけて計6回開催した。行政内部の研究会であったが、専門家の貴重なプレゼンテーションやディスカッションを市民にも聞いてもらおうと一般に公開した。その結果、延べ300人近くの市民が来場し、専門家だけに留まらず、会場の市民とも意見交換をすることができた。

また、都市美対策審議会に対して、「横浜らしい都市景観形成制度のあり方について」諮問を行った。都市美対策審議会からは、横浜都市景観形成研究会や都市美対策審議会での議論を踏まえて、平成17年8月に次のような答申を受けた。

- ・市内各地域の特性を生かした魅力ある景観形成を推進するために、市民の目線からの具体的な目標像となる「景観ビジョン」を策定する。
- ・景観法による景観計画が持つ法的な担保性（届出、勧告・命令）を活用した実効性のある景観形成を図りつつ、まちの賑わいの創出や、歴史性、物語性の継承など定性的なものに対して創造的に協議を行う制度を構築し、条例化する。
- ・ガイドラインの策定手続きや協議のプロセスにおいては、市民や専門家の意見を反映させる適切な方法を導入する。

## (2) 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の制定

### ❖都市景観協議システムの内容

これらの成果である「魅力ある都市景観の創造に関する条例」（平成18年2月公布、4月施行）では、魅力ある都市景観の創造が特に必要な地区を都市景観協議地区として定め、魅力的な都市景観の創造のために事業者と横浜市が対等な立場で互いに提案し合うための協議（都市景観協議）の手続きを定めている。その流れは、まず、都市景観協議地区において、①事業者から都市景観協議の申し出があり、②それを受けて横浜市は地区のガイドライン（魅力ある都市景観を創造するための方針と行為指針）から、敷地や計画の内容に合わせて重点的に協議を進めていく事項（協議事項）を定め、事業者に通知する。③この協議事項に基づいて事業者と横浜市は協議を進め、双方が納得する計画を作り、④協議を終了する。特に重大な影響を